

# 行橋市耐震改修促進計画

行橋市  
平成 25 年 策定  
令和 5 年 4 月 改定

## 目 次

### 第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
2. 耐震化を取り巻く社会動向・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6

### 第2章 行橋市における耐震化の課題

1. 想定される地震規模と被害の想定・・・・・・・・・・・・ P8
2. 耐震化の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P11
3. 耐震改修促進に向けた課題・・・・・・・・・・・・・・・・ P12

### 第3章 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P15
2. 計画の骨子・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P16
3. 施策の概要
  - 3-1 公共建築物の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
  - 3-2 民間特定建築物の耐震化・・・・・・・・・・・・ P17
  - 3-3 住宅の耐震化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
  - 3-4 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発・・・・ P18
  - 3-5 耐震改修促進に資するその他の施策・・・・・・・・ P18
  - 3-6 地域における取り組みの促進・・・・・・・・・・・・ P18
  - 3-7 地域ハザードマップの作成・公表・・・・・・・・ P19

### 第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P21
2. 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P21

## 第 1 章 耐震改修促進計画の趣旨

## 第1章 耐震改修促進計画の趣旨

### 1. 計画策定の目的

平成18年1月の建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（以下、「耐震改修促進法」という。）の改正を受け、地震による建築物倒壊などの被害から行橋市民の生命、身体及び財産を保護するために、福岡県や関係団体と連携して既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として「行橋市耐震改修促進計画」を平成25年に策定した。

この後、平成25年11月に耐震改修促進法が改正、平成31年1月に同法施行令が改正され、福岡県においても平成28年4月に福岡県耐震改修促進計画が改定され、令和3年3月に福岡県耐震改修促進計画を一部改めている。

本市においても、耐震化に関する社会動向の変化を踏まえ、令和3年1月に本計画を一部改め、さらに建築物の耐震化を促進するため本計画を改定する。

### 2. 耐震化を取り巻く社会動向

#### （1）建築物の耐震に関する施策の変遷

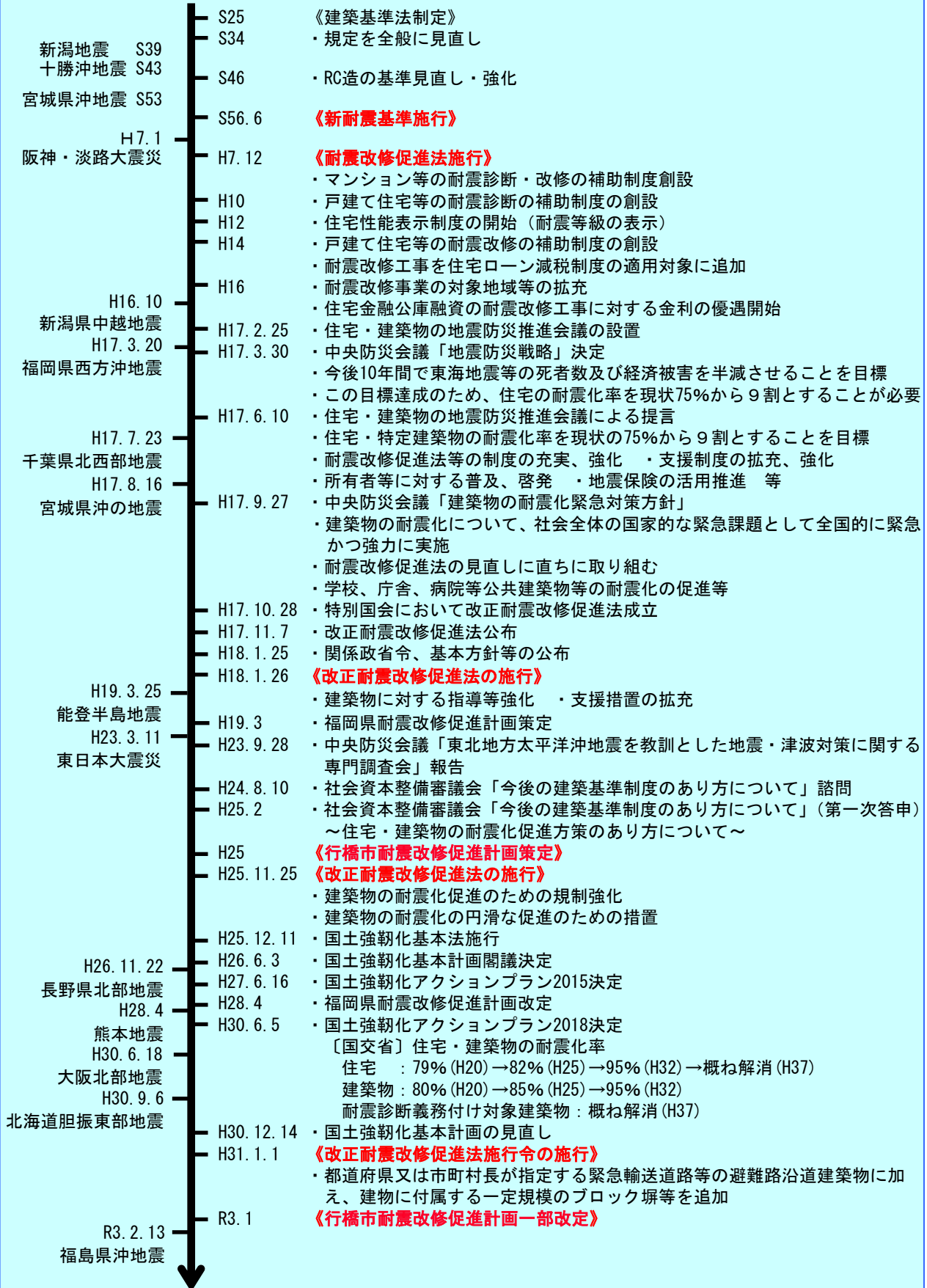
建築基準法制定以降の我が国における主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を時系列で整理すると以下のとおりとなる。

昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行、同様に平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

その後、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に改正耐震改修促進法が施行、平成23年の東日本大震災を契機として平成25年11月に改正耐震改修促進法が施行され、さらに、平成28年の熊本地震を経て、平成30年の大阪府北部地震を契機として平成31年1月に同法施行令が改正され、現在に至っている。

主な地震

施策の変遷

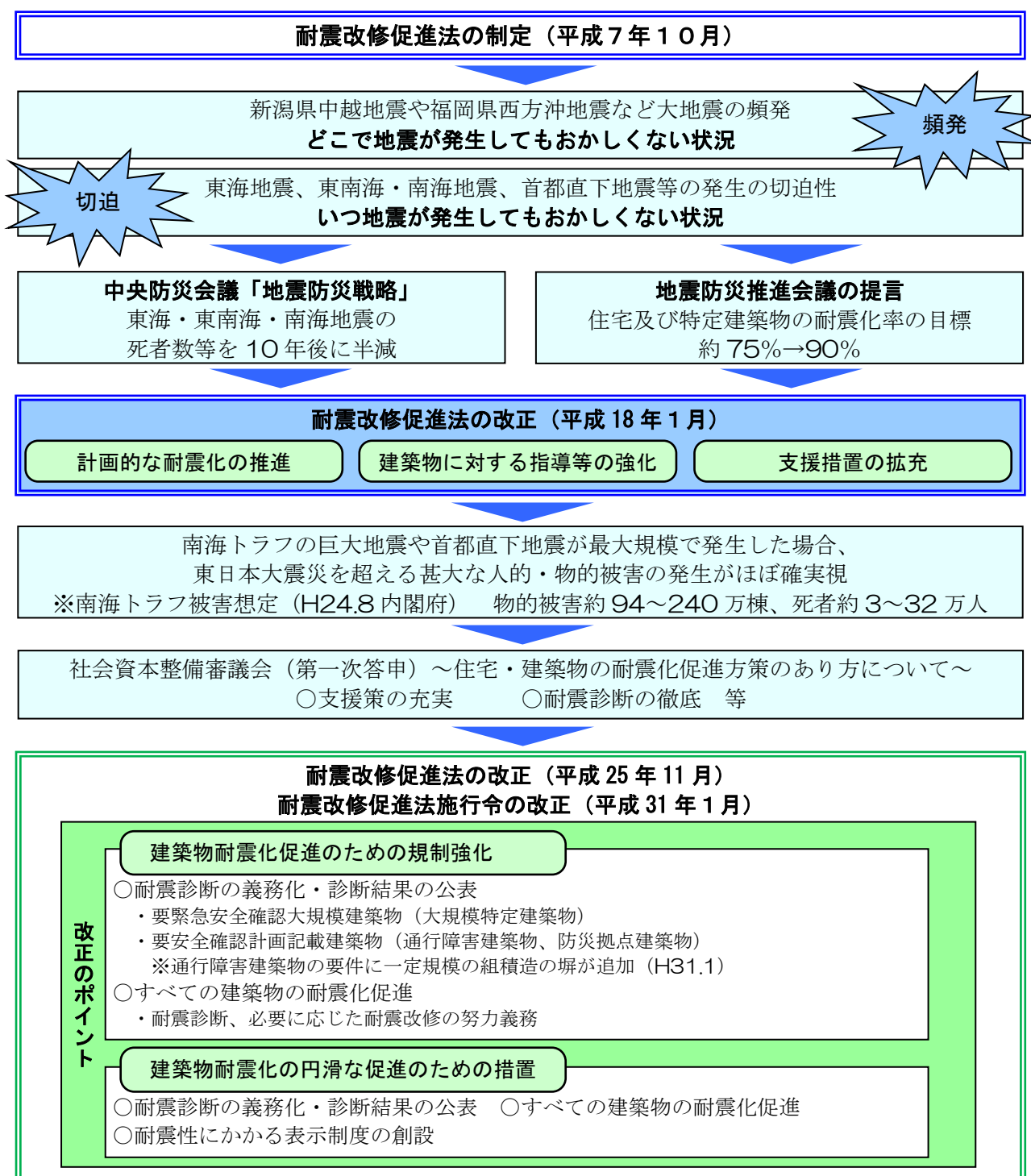


## (2) 耐震改修促進法改正の概要

福岡県西方沖地震等、日本各地における近年の大地震の頻発や、東海地震等の発生の切迫性などから、耐震改修促進法が改正され、平成18年1月より施行されている。

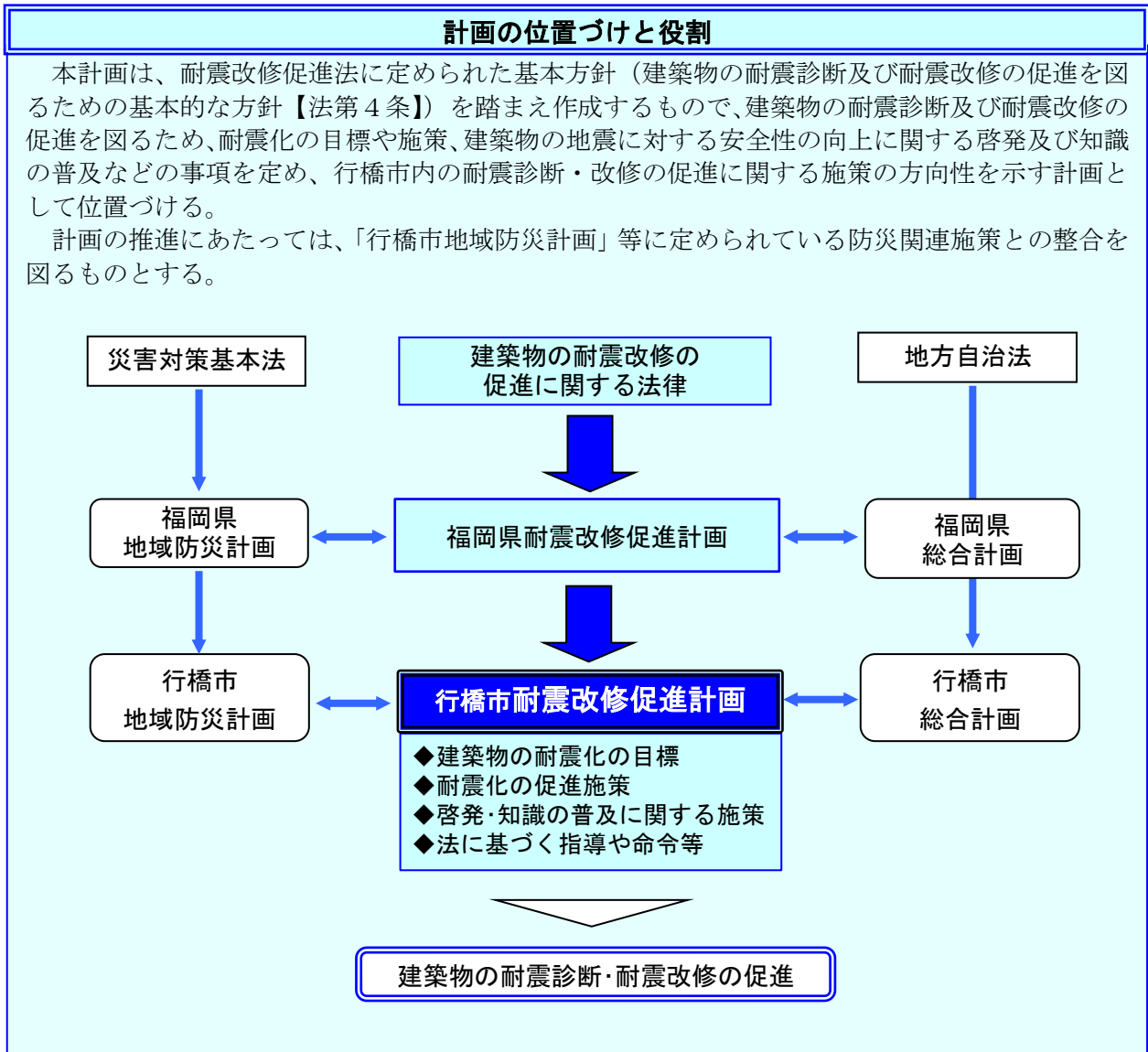
その後、南海トラフの巨大地震などが最大クラスの規模で発生した場合の被害想定で、東日本大震災を超える甚大な被害が想定され、また、その発生の切迫性が指摘されていることなどから、「建築物耐震化促進のための規制強化」「建築物耐震化の円滑な促進のための措置」を目的として、耐震改修促進法が改正され、平成25年11月より施行された。

また、平成30年6月の大阪北部地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、ブロック塀等の倒壊による通行障害防止のため、通行障害建築物に建物に付属する組積造の塀を追加する耐震改修促進法施行令の改正が行われ、平成31年1月より施行されている。

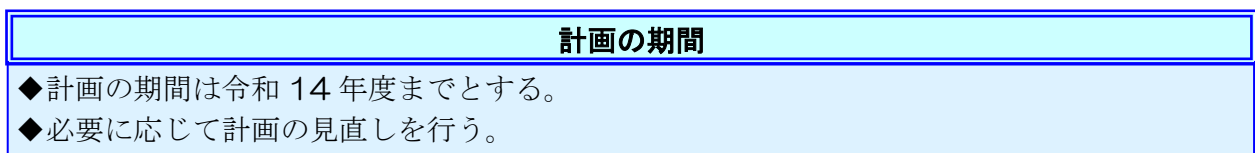


### 3. 計画の位置づけ

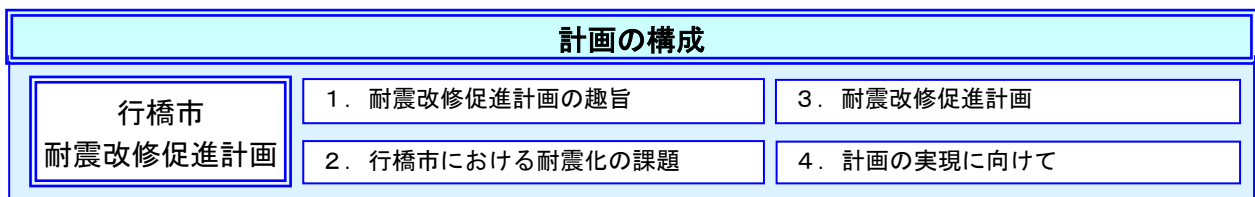
#### (1) 位置づけと役割



#### (2) 計画の期間



#### (3) 計画の構成



## 第2章 行橋市における耐震化の課題



## 第2章 行橋市における耐震化の課題

### 1. 想定される地震規模と被害の想定

#### (1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、2005（H17）年3月20日に発生した福岡県西方沖地震及び2016（H28）年4月に発生した熊本地震（4月16日の本震）では、行橋市においても震度4を観測した。

#### ● 直近の県関係の地震

2016年（平成28年） 熊本地震

（気象庁HP、福岡県庁HP「平成28年災害年報」より）

年月日	震源	地震規模	各地の震度・被害の概要
2016年4月16日	熊本県熊本地方	M7.3	県内の住家被害 半壊4棟 一部損壊251棟 震度7: 益城町、西原村 震度6強: 南阿蘇村、熊本市 他 震度6弱: 阿蘇市、別府市 他 福岡県最大震度5強

#### ● 過去の福岡県関係の主な地震は次のとおりである。

（福岡県建築物耐震改修促進計画より）

年月日	震源	地震規模	各地の震度・被害の概要
679年12月	筑紫国地震	M6.5~7.5	家屋倒壊、幅6m・長さ10kmの地割れ。水縄断層で発生したと推定される。
1706年11月26日	筑後		久留米、柳川で堀の水をゆり上げ、魚死す。 7回地震、うち2回強い。
1848年1月10日	筑後	M5.9	柳川で家屋倒壊あり。
1872年3月14日	浜田地震	M7.1	久留米で液状化による被害。
1898年8月10日	福岡市付近 (糸島半島)	M6.0 M5.8	糸島半島で負傷者3名、家屋倒壊58、家屋傾斜15、土蔵破損13、神社破損8、長さ90mの土地の陥没。(12日)福岡市の家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡杵岐、金武村で土蔵被害。
1929年1月2日	福岡県南部	M5.5	
1929年8月8日	福岡県	M5.1	雷山付近。震央付近で壁の亀裂、崖崩れ。 震度3: 福岡、佐賀、厳原
1930年2月5日	福岡市西部	M5.0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 震度3: 福岡、佐賀、厳原
1941年11月19日	日向灘	M7.2	宮崎県を中心に、大分県、熊本県、愛媛県で被害。宮崎では、ほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟。日向灘沿岸では、津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度5: 宮崎、人吉 震度4: 福岡、熊本、大分
1966年11月12日	有明海	M5.5	屋根瓦、壁崩壊。 震度3: 福岡
1968年8月6日	愛媛県西方沖	M6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのバルブが破損し、重油170klが会場に流出。 震度5: 大分 震度4: 福岡、山口、宮崎、延岡、熊本、鹿児島
1991年10月28日	周防灘沖	M6.0	文教施設等に若干の被害。 震度4: 福岡 震度3: 飯塚、大分、佐賀、下関、山口
1996年10月19日	日向灘	M6.6	震度4: 久留米 震度3: 夜須、大牟田
1996年12月3日	日向灘	M6.6	震度3: 久留米、夜須
2005年3月20日	福岡県西方沖	M7.0	死者1名、負傷者1,186名、住家全壊143棟、住家半壊352棟 震度6弱: 福岡、みやき町

## (2) 福岡県地域防災計画における想定

「福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）令和3年9月8日」に示されている、想定地震は次のとおり。

### 【想定地震】

- 県内に存在する6つの活断層についての国等の評価を踏まえ、過去に発生した地震に着目して、想定地震モデルを設定。
- 活動すれば、県内4地域の拠点都市である福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市に最も影響を及ぼすと考えられる活断層（警固断層南東部（福岡市）、小倉東断層（北九州市）、西山断層（飯塚市）、水縄断層（久留米市））が活動した場合の想定被害を算出。
- 活断層の存在が確認されていない地域においても、地震が発生する可能性があることから、全市町村について直下型地震を想定（各市町村の直下10km、マグニチュード6.9）。
- 西山断層が海上部に延長しているとの見解があることから、マグニチュード8の地震を想定。
- 想定地震の震源断層パラメータ

震源断層 パラメータ	小倉東 断層	福知山 断層	西山断層	西山断層 海上部へ の延長	警固断層 北西部	警固断層 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
震源断層長さ (km)	17	20	31	80	25	27	26	18	5
震源断層の幅 (km)	8.5	10	15	15	15	15	15	9	2.5
マグニチュード	6.9	7.0	7.3	8.0	7.0	7.2	7.2	6.9	6.0



### (3) 行橋市における想定被害

行橋市に大きな影響を与える想定地震については、福岡県地域防災計画において小倉東断層を震源とした地震及び直下型地震が想定され、その被害想定は次のとおり。

●算定条件は、冬季の夕刻（午後5時～6時）、風速4m/秒である。

#### ●建物被害の概要

小倉東断層の想定では、北九州市内を中心に木造建物が全壊6,504棟、半壊5,458棟、非木造建物が全壊603棟、半壊795棟と予測される。

#### ●人的被害の概要

小倉東断層の想定では、北九州市内を中心に死者数が486名、負傷者が6,634名発生すると予測される。

想定項目		震源断層	小倉東断層 (中央下部) 福岡県全域	小倉東断層 (中央下部) 行橋市全体	小倉東断層 (北東端下部) 行橋市全体	基盤一定 M6.9直下10km 行橋市全体
建物被害 (棟)	全壊 (大破)	木造	6,504	109	211	504
		非木造	603	7	13	31
		計	7,107	116	224	535
	半壊 (中破)	木造	5,458	309	460	848
		非木造	795	20	32	54
		計	6,253	329	492	902
ライフライン等被害 (箇所)	上水道		1,079	69	98	118
	下水道		331	0	0	0
	都市ガス管		123	0	0	0
	配電柱		54	1	2	3
	電話柱		42	1	2	2
	道路	高速道路*1(km)	78	*2	*2	*2
		国県道路	71	*2	*2	*2
	鉄道		163	*2	*2	*2
	湾岸係留施設(km)		66.3	4.4	4.4	4.4
火災	炎上出火 (件数)		26	1	1	2
	延焼による焼失 (棟数)		4	0	0	1
人的被害 (人)	死者		486	8	14	31
	負傷者		6,634	347	514	867
	要救出者		3,946	39	75	178
	要後方医療 搬送者数		664	35	51	87
	避難者数		22,899	227	439	1050

\*1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。

\*2 道路・鉄道の被害箇所数については、確率手法を用いて被害を想定したもので、行橋市内での被害箇所は特定できない。

出典：「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月福岡県）」

## 2. 耐震化の現状

### (1) 対象建築物

耐震改修促進法において、多数の者が利用する建築物等のうち一定規模以上のもの(以下、「特定建築物」という。)で、建築当時の耐震基準に適合していたものの、現行の耐震基準に適合しない建築物(以下、「既存耐震不適格建築物」という。)を特定既存耐震不適格建築物と定めている。規模要件等は以下のとおり。

用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	要緊急安全確認大規模建築物・要安全確認計画記載建築物の要件(耐震診断義務付け対象は既存耐震不適格建築物)
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、その他これらに類するもの			
ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所			
劇場、観覧場、映画館、演芸場			
集会場、公会堂			
展示場			
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
ホテル、旅館			
博物館、美術館、図書館			
遊技場			
公衆浴場			
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
卸売市場			
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿			
事務所			
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路の幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物			耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるもの

 は本計画が対象とする特定建築物の要件。

## (2) 特定建築物の耐震化の状況

行橋市内で、特定建築物の耐震化の現状は以下のとおりである。

区分	昭和57年 以降の建築物[A]	昭和56年 以前の建築物[B]		建築物数 [D=A+B]	耐震性あり [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]				
公共特定建築物	36	24		60	60	100.0%
		24				
民間特定建築物	73	21		94	81	86.2%
		8				
特定建築物計	109	45		154	141	91.6%
		32				

※行橋市固定資産台帳管理システムより集計

## (3) 住宅の耐震化の状況

行橋市内の住宅（木造戸建て住宅及び共同住宅等（共同住宅及び非木造戸建て住宅））に関する耐震化率は、以下の通りである。

区分	昭和57年 以降の住宅[A]	昭和56年 以前の住宅[B]		住宅数 [D=A+B]	耐震性あり 建築物数 [E=A+C]	耐震化率 [F=E/D*100]
		うち耐震性あり [C]				
木造戸建て住宅	11,025	10,621		21,646	16,407	75.8%
		5,382				
共同住宅等	4,232	899		5,131	4,691	91.4%
		459				
住宅計	15,257	11,520		26,777	21,098	78.8%
		5,841				

※住宅・土地統計調査（総務省統計局）より集計

## 3. 耐震改修促進に向けた課題

### (1) 行橋市の耐震化の課題

#### ① 防災上重要な建築物の耐震化

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能等が求められるとともに、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすため、率先して耐震化を進める必要がある。そのため、行橋市地域防災計画において避難所に指定されている学校施設、社会教育施設、地域公民館等の建物について、優先的に耐震化を進めてきたことから、構造体の耐震化は概ね完了した。しかし、次の課題である非構造部材の耐震化を推進する必要がある。

#### ②意識の啓発・知識の普及

福岡県西方沖地震及び熊本地震から月日が経過するとともに、住民の地震に対する意識は低くなっているため、広報などを通して再度地震の恐さを思い出し、防災意識を保持することが出来るよう、適切な情報提供を継続して行なっていく必要がある。

#### ③耐震化に向けた環境整備

行橋市民の生命・財産を保護するため、耐震改修促進法や建築基準法等に基づいて行われる、県による市民への指導等に協力をしていく。また建物所有者の負担軽減のため、各種制度などの情報提供を行っていく必要がある。

#### ④建築物全般の安全対策

建物の耐震化と併せて、ブロック塀等を含め建築物全般の安全対策を行なう必要がある。また、家具等の転倒防止や、天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。

### (2) 行橋市の耐震化のこれまでの取り組み

#### ① 耐震化の推進

行橋市が所有する建物の内、特定建築物にあたる庁舎や市営住宅、学校施設においては耐震基準適合の確認・未適合の際の耐震改修が終了している。

#### ②建築物所有者の意識啓発及び相談体制等の充実

広報誌やホームページを通して、防災意識の普及啓発を行うとともに、耐震化等の情報を提供している。また、建物の改修などに関する相談等があった場合は、(一財)福岡県建築住宅センターの相談窓口の紹介を行っている。

#### ③耐震改修促進法の適正な運用

耐震改修促進法に基づき、県が行う民間特定建築物等への適正な指導に協力している。

#### ④建築物所有者の負担軽減

県が行なっている、木造戸建住宅に対する耐震診断アドバイザー派遣制度の啓発及び紹介や木造戸建住宅耐震診断・改修補助制度、危険ブロック塀等撤去補助の実施及び制度紹介を積極的に行なっている。



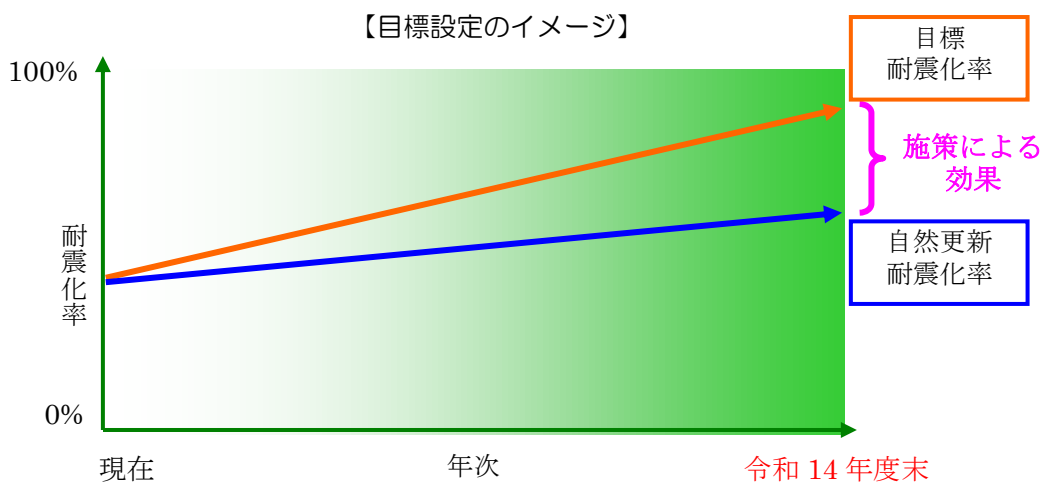
### 第3章 耐震改修促進計画

#### 1. 耐震化の目標

##### 1-1 目標設定の考え方

国の基本方針では、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、国土強靱化アクションプラン2018において、住宅の耐震化率については令和7年度までに概ね完了、建築物の耐震化率については令和2年度までに95%にすることが示されている。また、福岡県の目標は、福岡県耐震改修促進計画及び福岡県地域強靱化計画において、令和7年度末までに耐震性が不十分なものの概ね解消を目指すこととなっている。

##### 1-2 耐震化目標の設定



行橋市では、特定建築物及び住宅の耐震化の現状から、総括的な目標として令和14年度末までに以下の耐震化率とすることを目標とする。

特定建築物 令和14年度末迄に耐震化率＝概ね解消

住宅 令和14年度末迄に耐震化率＝概ね解消

	全棟数 (戸数)	S57以降建築 棟数(戸数)	S56以前建築			現状の耐震化率 (%)	耐震化率の目標 [令和14年度末]
			棟数(戸数)	耐震性あり 棟数(戸数)	耐震性なし 棟数(戸数)		
住宅	26,777	15,257	11,520	5,841	5,679	78.8%	概ね解消
特定建築物	154	109	45	32	13	91.6%	概ね解消

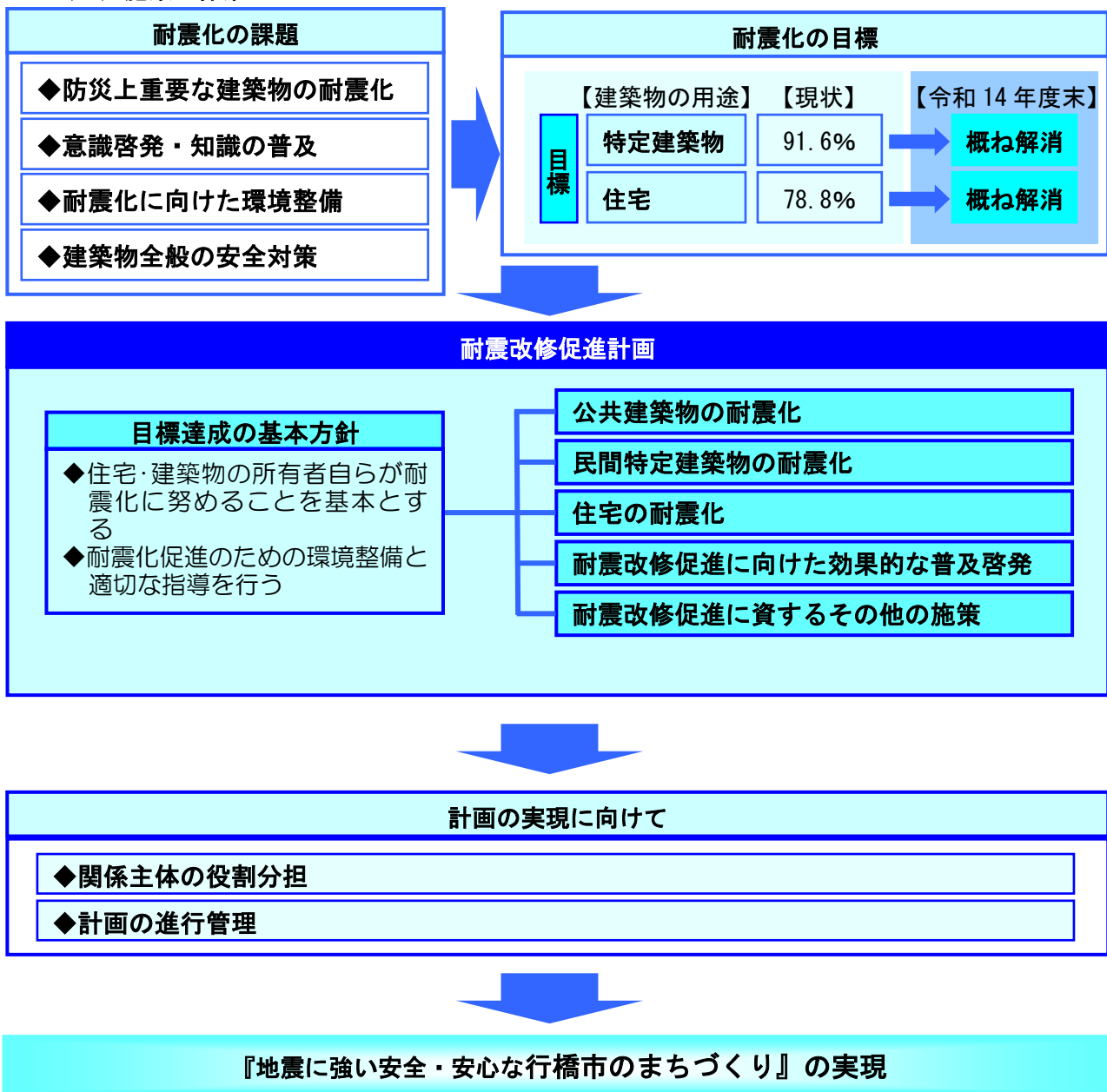


## 2. 計画の骨子

### (1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、行橋市は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備等を検討するものとする。

### (2) 施策の体系



### 3. 施策の概要

#### 3-1. 公共建築物の耐震化

行橋市の公共施設はほぼ新耐震基準で建設、または改修されており、行橋市立の全学校施設は改修が終了している。

特定建築物にあたらぬ市営住宅の改修計画に関しては、「行橋市営住宅長寿命化計画」によるものとする。

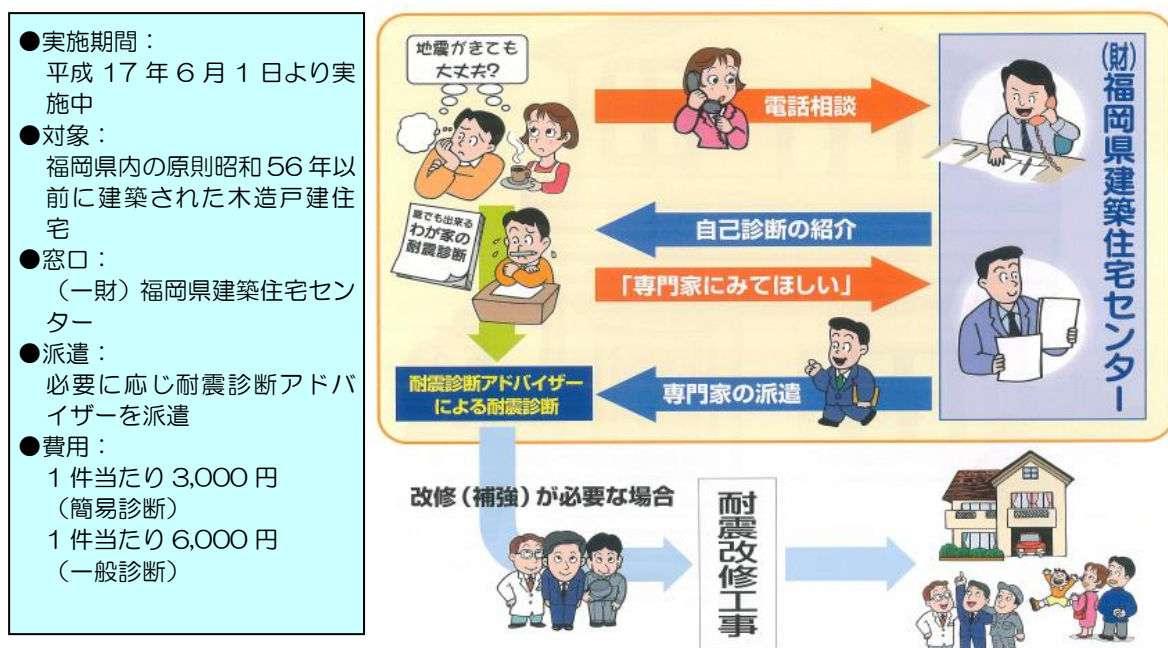
#### 3-2. 民間特定建築物の耐震化

耐震改修促進法第14条では、既存耐震不適格建築物（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。）の内、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げる通行障害建築物」を特定既存耐震不適格建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課し、耐震改修促進法第15条において「所管行政庁による指導及び助言並びに指示」の対象としている。行橋市では、所管行政庁である福岡県と連携して耐震化を促進していく。

#### 3-3. 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援等を広報し、県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していく。

①耐震診断については、建築物所有者に対して、「福岡県耐震診断アドバイザー制度」の活用を広報し、住宅の耐震性への理解を求める。また、耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅には各種情報提供等により耐震化を促進する。



②耐震改修については、国の補助事業（社会資本整備総合交付金）を活用し、耐震改修工事にかかる費用の一部を助成することにより、地震に強い安全・安心なまちづくりを支援する。

さらに、「行橋市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、所有者に対しより直接的に耐震化を促す取り組みを行っていく。

③耐震改修の促進を図るため、一定条件に適合した耐震改修を実施した場合に、固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努める。

### 3-4. 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、福岡県と連携して行橋市民への知識の普及と啓発に努めていく。

①地震発生リスクに対する行橋市民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育（講習会、出前講座等）等を実施し、耐震化に対する普及啓発を行う。

②地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を周知していく。

③福岡県建築指導課や（一財）福岡県建築住宅センター、各関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図る。

### 3-5. 耐震改修促進に資するその他の施策

#### ① 建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の耐震対策について、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促していく。

通行人等市民の安全を守る観点から、道路沿いの危険なブロック塀等の撤去・改修が促進されるよう、除却にかかる補助事業を平成31年1月より実施し、撤去工事に要する費用の一部を助成している。なお、補助の対象となる避難路については、「本市内の住宅や事業所等から災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく行橋市地域防災計画（資料編：第Ⅲ編 一般災害応急対策計画）資料Ⅲ.2.6に掲げる避難所等へ至る経路であって、建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路及び不特定多数の市民等が通行の用に供する道路」とする。

#### ②総合的な地震防災対策

県や関係機関と連携を図りながら、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せ、自然災害へ配慮した防災対策を検討していく。

### 3-6. 地域における取り組みの促進

#### ①自主防災組織の育成・指導

行橋市は、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組むこととする。

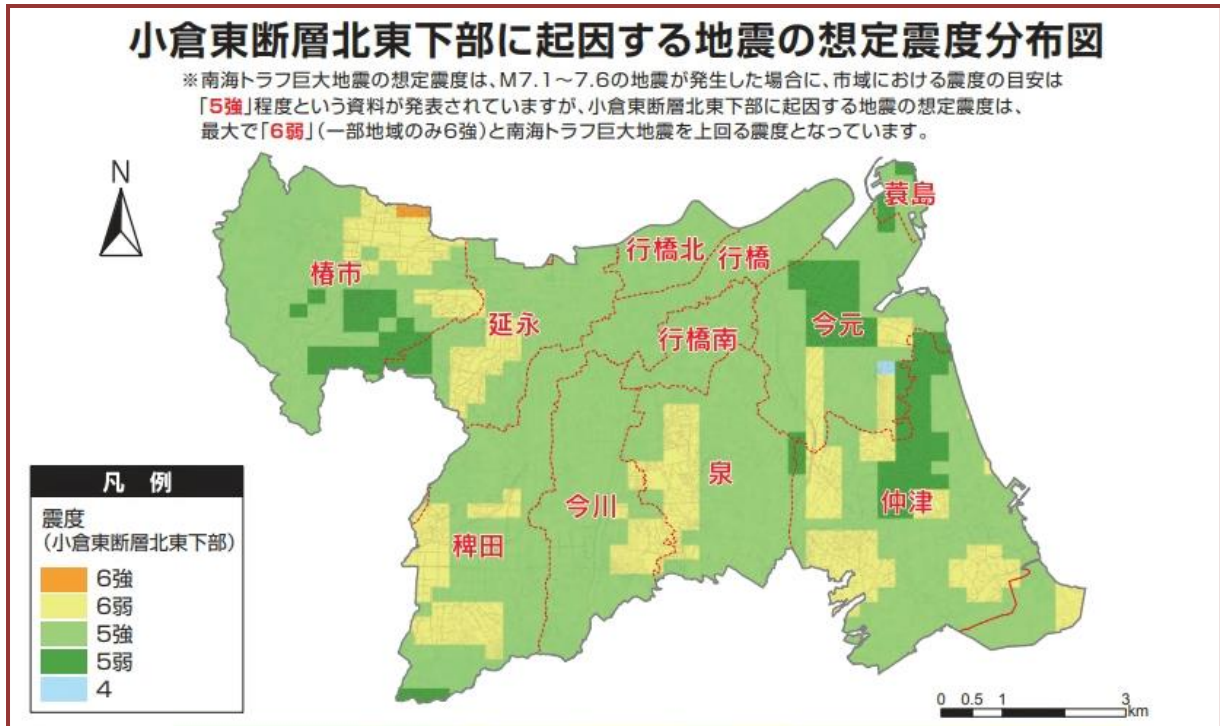
#### ②民間防火組織の育成・強化

地域社会においては、住民一人ひとりが常に防火・防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護などの知識を身につけておくことが必要であり、それが地震発生時には

被害を少なくすることにつながる事となる。

そのため市は、地域住民の防火・防災意識の高揚及び知識の普及並びに地域防災力の向上を図るため、民間の防火組織として、地域に密着した幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブの組織づくりと育成強化に努める。

### 3-7. 地震ハザードマップの公表



## 第4章 計画の実現に向けて

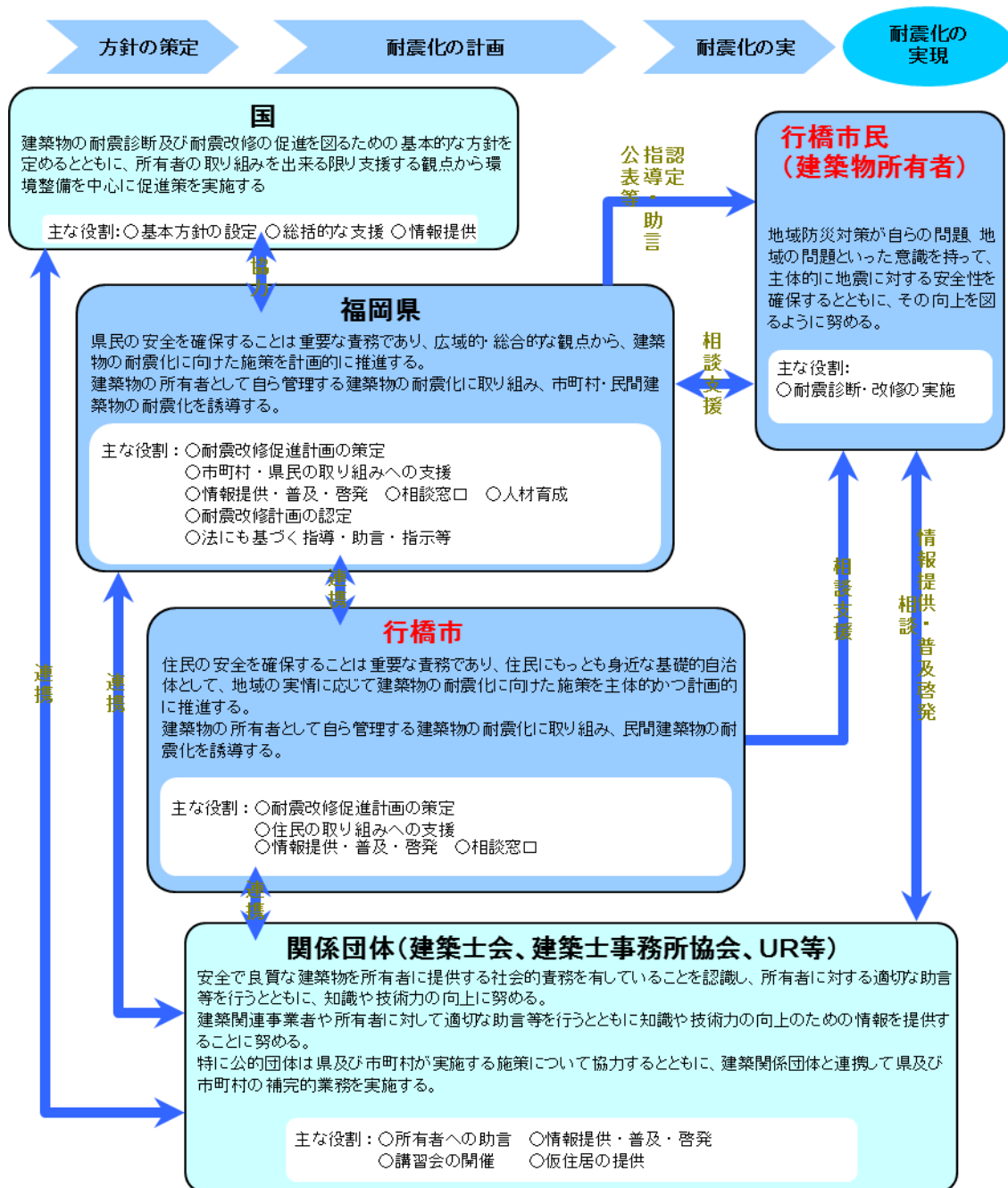
## 第4章 計画の実現に向けて

### 1. 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要がある。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や市民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、行橋市民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【関係主体の役割分担のイメージ】



### 2. 計画の進行管理

耐震化の目標達成のため、定期的に資産税台帳を基に調査を行い、現状の把握と耐震化率の目標達成の状況を確認する。